

【重要】

本通知は、各種学校における遠隔授業に対する要望等を踏まえ、各種学校における遠隔授業の取扱いについて整理したものです。今後、各種学校において遠隔授業を行う場合には、本通知に御留意いただきますようお願いいたします。

8 教 生 推 第 1 8 号

令 和 8 年 5 月 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

新 木 聡

各種学校における遠隔授業の取扱いについて（通知）

I C T等を教育に活用することが求められている中、各種学校における遠隔授業に対する要望等を踏まえ、各種学校の教育方法等の一層の充実の観点から、このたび、遠隔授業の取扱いについて整理いたしましたので、各都道府県知事におかれては所轄の各種学校に係る設置認可及び指導・助言等を行うに当たり、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の各種学校に係る設置認可及び指導・助言等を行うに当たり、下記の点に御留意いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれては所轄の各種学校に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の各種学校に対して、本通知の内容について周知されるようお願いいたします。

記

1. 各種学校における遠隔授業の取扱い

(1) 各種学校においては、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所において授業を履修させることができる。

(2) その他遠隔授業を実施する際の留意事項については（別紙）を参照されたい。

2. その他

(1) 当該各種学校において養成する国家資格の指定養成規則（例えば、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等）や認定日本語教育機関認定基準、各所轄庁の規定等において、遠隔授業に係る規定がある場合については、本通知に加え、当該規定等を遵

守る必要があることに留意されたい。

＜本件担当＞
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2939

各種学校において遠隔授業を実施する際の留意事項等について

各種学校において遠隔授業を実施する際の留意事項及び実施例について、「専修学校設置基準第13条第1項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件」（令和4年文部科学省告示第98号）及び「専修学校における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年6月9日付け3文科教第283号）の内容を参考に、以下のとおりとりまとめましたので、各都道府県知事におかれては所轄の各種学校に係る設置認可及び指導・助言等を行うに当たり、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の各種学校に係る設置認可及び指導・助言等を行うに当たり、御参照いただくようお願いします。

1. 遠隔授業の実施に当たっての留意事項

(1) 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して行う各種学校における遠隔授業については、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、当該学校において、次のいずれかの形式により、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- ① 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所において履修させるものであること。
- ② 毎回の授業の実施に当たって、授業の内外において、設問解答や添削指導、質疑応答等による指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒との意見交換の機会が確保されているものであること。

(2) (1)の方法による授業科目の履修は、各種学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち、必要な範囲において可能であること。ただし、その具体的な範囲は、当該各種学校の教育内容、実施体制、生徒への指導体制等を踏まえ、適切に判断される必要があること。

(3) 遠隔授業の実施に当たり、当該各種学校の施設、設備、教員組織等が各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）の趣旨に沿って整備又は運営されるようにするとともに、生徒の在籍管理や受講状況等を適切に把握し、それに必要な指導体制を構築するように努めること。

2. 遠隔授業の実施形式の例

(1) 同時かつ双方向の形式により遠隔授業を行う場合

(例1) 授業の実施中に、設問解答や添削指導等による指導、生徒との意見交換を行

う場を設定。

(例2) 授業の実施中に、設問解答や添削指導等による指導，生徒との意見交換を行う場を設けず，授業の終了後速やかに設問解答や質疑応答等を実施。

(2) オンデマンド形式により遠隔授業を行う場合

(例) 授業の配信中に、設問解答や添削指導等による指導，生徒との意見交換を行う場を設けず，授業の終了後速やかに設問解答や質疑応答等を実施。

【参考】

○ 専修学校設置基準第13条第1項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件」(令和4年文部科学省告示第98号)(抜粋)

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所(専修学校設置基準第15条第1項の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの